

医療法人 財団 明理会
道南森ロイヤル指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人財団 明理会が開設する道南森ロイヤル指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問介護サービス及び介護予防サービス又は森町介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者、または森町総合事業にあつては事業対象者に対し、適正な訪問介護サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の訪問介護員は、要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる支援を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人財団 明理会
道南森ロイヤル指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護事業所
- (2) 所在地 茅部郡森町字上台町3 2 6 番 1 1 8

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) サービス提供責任者 准看護師（常勤）1名
介護福祉士（常勤）1名・介護福祉士（非常勤）1名
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護サービス及び介護予防サービスの利用の申込に係わる調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員 介護福祉士 2名(常勤) 准看護師 1名(常勤)・介護福祉士(非常勤) 1名・介護職員実務者研修終了者 1名(常勤)・介護職員初任者研修終了者 1名(非常勤)

訪問介護員は、訪問介護サービス及び介護予防サービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日は、月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間は、午前8：00分から午後6：00分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第6条 訪問介護サービス及び介護予防サービスの内容は次の通りとする。

1 訪問介護サービス

(1) 身体介護

居宅において、食事、排泄、衣類着脱、入浴、通院等の介助を行う。利用者の身体に触れる介護を中心とする。

(2) 生活援助

居宅において、調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除、整理整頓、生活必需品の買物、関係機関等との連絡、病院の薬とり、その他必要な生活援助を行う。

(3) 通院等乗降介助

要介護者の通院等のための乗車又は降車の介助

2 介護予防サービス

身体介護、生活援助の区別なく、利用者が自力で行うことが困難な部分の支援を行う。

(訪問介護の利用料)

第7条

- 1 訪問介護サービスを提供した場合の利用料は、介護保険の給付サービスであるときは、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。介護保険の給付の範囲を超えたサービスは全額自己負担とする。
- 2 介護予防サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準による月単位の定額報酬を、利用者から受けるものとする。

(事故発生時における対応方法)

第8条 訪問介護員は、訪問介護及び介護予防の提供により、事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、管理者へ報告しなければならない。

(虐待・身体拘束適正化のための取組に関する事項)

第9条 事業所は、虐待発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 訪問介護医院に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する物）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とする。やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

(1) 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

(2) 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。

(3) 利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。

(4) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

(業務継続計画の策定)

第10条

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2, 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3, 事業者は、定期的業務継続計画書の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 11 条 事業者は、事業所において感染が発生し、又はまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

- (2) 事業における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条

通常の事業の実施地域は、森町とする。

(苦情処理に対する措置)

第 13 条 事業者は、提供した訪問介護サービス及び介護予防サービスに係わる利用者からの苦情に迅速、適切に対応するために、必要な措置を講じることとする。

(秘密保持)

第 14 条

- (1) 従業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(従業者の研修)

第 15 条 事業者は、全ての訪問介護員等に対し、従業員の資質向上のため、以下の通り研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時の研修 採用 1 ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 毎月 1 回以上の実施

(記録の整備)

第 16 条 従業員は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結日から介護・総合事業は 2 年間 ・障害は 5 年間保存しなければならない。

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人財団
明理会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和 5年6月1日から施行する。

この規程は、令和 6年2月1日から施行する。

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。